2013 年 5 月 10 日

各　位

会 社 名　　株式会社　りそなホールディングス
代表者名　取締役兼代表執行役社長　東　和浩
（コード番号　8308　　東証・大証 各一部）

# 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2013年5月10日開催の取締役会において、以下のとおり、2013年6月21日に開催を予定しております定時株主総会に、当社定款の一部変更（以下、本件定款変更）を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の目的

（1）　新たな自己資本比率規制（バーゼル3、国際統一基準）に対応した社債型優先株式の発行を可能とするため、第一回ないし第四回第8種優先株式の内容を変更するものであります。なお、りそなグループは、自己資本規制に関して、国内基準を適用していますが、健全な資本余力を確保する観点から、国際統一基準を意識した自己資本運営を行っております。

※転換型優先株式の発行を可能とする変更ではございません。

（2）　株主総会の招集権者および議長、取締役会の招集権者および議長、会長の選定に係る事項について変更するため、所要の手続きを行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

## 3. 日程

| | |
|---|---|
| 定時株主総会開催日 | 2013 年 6 月 21 日（金） |
| 定款変更効力発生予定日 | 2013 年 6 月 21 日（金） |

＜本件に関するお問い合わせ先＞
株式会社りそなホールディングス　コーポレートコミュニケーション部
（東京本社）TEL：03－6704－1630、（大阪本社）TEL：06－6264－5685、（埼玉分室）TEL：048－835－1524

## 定款変更案

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| **第 3 章 優 先 株 式** | **第 3 章 優 先 株 式** |
| （第 4 種優先株式、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、第一回ないし第四回第 7 種優先株式および第一回ないし第四回第 8 種優先株式の取得条項）<br>第 19 条 （条文省略）<br>② （条文省略）<br>③ （条文省略）<br>④ （条文省略）<br>⑤ （条文省略）<br>（新設） | （第 4 種優先株式、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、第一回ないし第四回第 7 種優先株式および第一回ないし第四回第 8 種優先株式の取得条項）<br>第 19 条 （現行どおり）<br>② （現行どおり）<br>③ （現行どおり）<br>④ （現行どおり）<br>⑤ （現行どおり）<br>⑥ 当会社は、第一回ないし第四回第 8 種優先株式について、自己資本比率規制に基づき、当会社に関して元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当会社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められる場合として発行に先立って取締役会の決議をもって定める一定の事由が生じたときは、当該決議で定める当該事由が生じた後の一定期間内の日であって、会社法第 168 条第 1 項の規定に従って代表執行役が別に定める日、または当該別に定める日が存在しないときは当該一定期間の末日に、当該優先株式の全部を無償で取得する。 |
| ⑥ 前 5 項に基づき、第 4 種優先株式、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、第一回ないし第四回第 7 種優先株式または第一回ないし第四回第 8 種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。 | ⑦ 第 1 項ないし第 5 項に基づき、第 4 種優先株式、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、第一回ないし第四回第 7 種優先株式または第一回ないし第四回第 8 種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。 |
| **第 4 章 株 主 総 会** | **第 4 章 株 主 総 会** |
| （招集）<br>第 21 条 （条文省略）<br>② （条文省略）<br>③ 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき会長を兼任する取締役がこれを招集する。会長を兼任する取締役に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。 | （招集）<br>第 21 条 （現行どおり）<br>② （現行どおり）<br>③ 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長を兼任する取締役がこれを招集する。社長を兼任する取締役に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。 |
| （議長）<br>第 26 条 株主総会の議長は、会長を兼任する取締役がこれに当たる。会長を兼任する取締役に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。 | （議長）<br>第 26 条 株主総会の議長は、社長を兼任する取締役がこれに当たる。社長を兼任する取締役に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。 |

## 定款変更案

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| **第 5 章 取締役および取締役会** | **第 5 章 取締役および取締役会** |
| （業務の決定）<br>第 32 条 （条文省略）<br>② （条文省略） | （業務の決定）<br>第 32 条 （現行どおり）<br>② （現行どおり） |
| （新設） | （会長）<br>第 32 条の2 取締役会の決議によって、取締役の中から会長を選定することができる。 |
| （取締役会の招集権者および議長）<br>第 33 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長を兼任する取締役が招集し議長となる。<br>② 会長を兼任する取締役に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。<br>③ （条文省略） | （取締役会の招集権者および議長）<br>第 33 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において指名する取締役が招集し議長となる。<br>② 前項の指名にかかる取締役に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。<br>③ （現行どおり） |
| **第 7 章 執 行 役** | **第 7 章 執 行 役** |
| （代表執行役・役付執行役）<br>第 45 条 （条文省略）<br>② 取締役会の決議によって、執行役の中から会長 1 名を選定することができる。<br>③ 取締役会の決議によって、執行役の中から社長 1 名を選定する。<br>④ 取締役会の決議によって、執行役の中から副社長、専務執行役および常務執行役各若干名を選定することができる。<br>⑤ 取締役会は執行役の職務の分掌および指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項を定めることができ、その内容を速やかに各執行役に通知する。 | （代表執行役・役付執行役）<br>第 45 条 （現行どおり）<br>（削除）<br>② 取締役会の決議によって、執行役の中から社長 1 名を選定する。<br>③ 取締役会の決議によって、執行役の中から副社長、専務執行役および常務執行役各若干名を選定することができる。<br>④ 取締役会は執行役の職務の分掌および指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項を定めることができ、その内容を速やかに各執行役に通知する。 |

以 上